

④ 経営セーフティ共済

Q : 得意先が倒産した場合に借入れができて、掛金が損金になるものがあるそうですが、どんなものですか？

A : 経営セーフティ共済というもので、中小企業基盤整備機構が取り扱っています。

【解説】

経営セーフティ共済とは、中小企業倒産防止共済制度と呼ばれていたもので、中小企業又は個人事業者の得意先の倒産に備えておくものです。概要は次のとおりです。

① 毎月の掛金

掛金は5,000円から80,000円まで5,000円刻みで選ぶことができ、総額が320万円になるまで積み立てることができます。

② 掛金の税務処理

掛金は、税法上損金(法人)又は必要経費(個人)に算入することができます。

③ 共済金の貸付け

加入後6ヶ月以上経過して、得意先が倒産し、売掛金等が回収困難となった場合は、共済金貸付が受けられます。共済金貸付は、無担保、無保証人、無利子です。返済期間は5年(据置期間6ヶ月)で毎月元金均等返済です。

貸付額は、回収困難となった売掛金等の額と掛金総額の10倍相当額とのいずれか少ない額の範囲内で契約者が請求した額となります。

④ 中途解約

中途解約した場合、掛金が満額返還されない場合がありますので注意してください。

